

看護奨学生募集



あなたの夢を応援します

看護師の養成学校(大学・短大・専門学校等)に在学中または進学予定の方への奨学金貸与制度です。

奨学金制度のご案内 ▶▶▶ 就職活動に時間を取られることなく、学業に専念して頂けます。

- ① 看護師養成学校在学期間中、奨学金を支給(月額 5万円～7万円) します。
- ② 看護師資格を取得、卒業後、すぐに奨学金貸与総額に応じた所定期間、医療法人藤井会の関連施設に勤務することにより 返済が不要 になります。
- ③ 在学中の病院勤務義務はありません。

詳しくは下記までお問合せください

医療法人藤井会 法人本部 事務局

奨学金担当：玉垣(タマガキ)

☎ 072-988-3636

✉ k-tamagaki@fujikai.jp

石切生喜病院

〒579-8026 東大阪市弥生町 18-28

香芝生喜病院

〒639-0252 奈良県香芝市穴虫 3300-3

藤井会リハビリテーション病院

〒579-8026 東大阪市弥生町 17-6

大東中央病院

〒574-0042 大東市大野 2-1-11



<http://www.fujikai.jp/>

奨学金制度について

医療法人藤井会では、看護師養成学校に入学を許可された方や、既に在学中の方で将来、医療法人藤井会に入職を希望する方に奨学金を貸与し、学生生活をサポートしています。

奨学金制度の概要

- ・看護師を目指して勉強する看護学生を対象に、就学期間中の学費の一部を医療法人藤井会が援助する制度です。資格取得後直ぐに医療法人藤井会の関連施設にて、定められた期間勤務する事により全額返済が免除されます。
- ・奨学金を受ける事により、就労後 奨学金が給与から差し引かれることはありません。
- ・奨学金を受ける事により、就労後 給与が減額されることはありません。
- ・日本学生支援機構の奨学金との併用も可能です。
- ・最終学年の1年間だけの奨学金貸与も可能です。
- ・年度途中からでも受給可能です。

※詳しくは下記奨学金担当までお問い合わせください。

□ 4年生大学

コース	月額	年間貸与額	貸与総額	返済免除の勤務期間
Aコース（4年間）	50,000円	600,000円	2,400,000円	3年6ヵ月
Bコース（4年間）	70,000円	840,000円	3,360,000円	4年6ヵ月

※1～3年の貸与も可能です。

□ 専門学校・短期大学（3年制）

コース	月額	年間貸与額	貸与総額	返済免除の勤務期間
Aコース（3年間）	50,000円	600,000円	1,800,000円	3年
Bコース（3年間）	70,000円	840,000円	2,520,000円	3年6ヵ月

※1～2年の貸与も可能です。

□ 高等学校衛生看護科等（5年制）

- ・養成校に規定がある場合は、学校規定にて奨学金を貸与致します。
- ・養成校に規定がない場合は、月額40,000円～60,000円の範囲で5年間貸与致します。

※詳しくは下記奨学金担当までお問い合わせください。

お問い合わせ先

医療法人藤井会 法人本部事務局 奨学金担当 玉垣〈たまがき〉

〒579-8026 大阪府東大阪市弥生町18番28号

TEL：072（988）3636

Mail：k-tamagaki@fujikai.jp

医療法人藤井会 奨学制度を希望される方へ

まずはお電話にてお問い合わせください。

当院施設見学と奨学制度の詳しいご説明をさせていただきます。

連絡先：072-988-3636

その後の流れについて（申請に係る書類は見学日にお渡しします）

1. ①病院奨学金申請書 ②履歴書 ③身上書 ④学生証または合格通知書のコピーを送付してください。
2. 病院担当者より面接日時の連絡をさせていただきます。
3. 石切生喜病院にて面接・小論文試験を行います。（筆記用具を持参）
4. 奨学生採否通知書を郵送にて送付いたします。
※奨学生採用試験に合格された方
①奨学金貸費誓約書（通知書に同封）を3部、②住民票（全所帯分）、③保証人様印鑑証明（各1部）を提出していただきます。
書類確認後、指定本人口座に第一回奨学金（入学金を含む）を振り込みます。
奨学金の入金は3月末、9月末の年2回です。

※ 必要に応じて成績証明に係る書類の提出を求める場合がありますのでご了解ください。

お問い合わせ先

〒579-8026 東大阪市弥生町18番28号

医療法人藤井会 法人本部 事務局

奨学金担当：玉垣〈たまがき〉

TEL：072(988)3636

e-mail：k-tamagaki@fujikai.jp

医療法人 藤井会 看護大学生奨学規約

第一条（目的）

本奨学制度は、看護大学に進学を希望する生徒に対し、学費その他の経費軽減を図り、必要な専門知識や技能の修得を支援することを目的とする。

第二条（手続き）

本奨学制度の利用を希望する者は、所定の奨学生誓約書を提出し、医療法人藤井会（以下、当会という）理事長の許可を得なければならない。

第三条（奨学金の種類）

奨学金は授業料のみ貸与することを原則とし、次の2コースを設ける。

A コース 貸与額 月額 50,000 円 × 48 回

B コース 貸与額 月額 70,000 円 × 48 回

上記貸与額以上を希望の場合は相談の上決定する。

第四条（貸与方法）

各コースとも年間貸与額を2等分し、次の期日迄に本人の口座に振込む。但し、進学先の規程がある場合その規程によって振込む。以後、次年度に進級した場合も同様とする。

第1回 3月末日

第2回 9月末日

2. 進学先の納付形式に合わせるため、以上の規定にかかわらず、希望によって貸与時期、回数を適宜調整することがある。

第五条（保証人）

奨学金の貸与を受けようとする者は、2名の連帯保証人を立てなければならない。

第六条（貸与契約の解除）

学生が次の各号に該当するに至った時は、その契約を解除するものとする。

- ① 退学したとき。（死亡も含む）
- ② 心身の故障のために就業の見込みが無くなったと認められたとき。
- ③ 学業成績、または素行が著しく不良となったとき。
- ④ 停学処分を受けたとき。
- ⑤ その他奨学金の貸与目的を達成する見込みが無いと学校長または当会理事長が認めたとき。

第七条（返還義務の免除）

奨学金の貸与を受けた者は奨学金を返還しなければならない。但し、卒業後看護師国家試験に合格し当該免許を提示のうえ、次の期間を超えて当会に勤務した場合は返還義務が免除される。

A コース 3年6ヶ月

B コース 4年6ヶ月

第八条（返還義務が免除されるまでの期間の待遇）

返還義務が免除されるまでの期間の給与等の支払いについては、奨学金を貸与していない者と同様に扱う。但し、当該期間は退職金計算上の勤続年数に含まないものとする。

第九条（貸与契約解除の特約）

- ① 第六条の契約解除にあたっては、貸与額を遅滞なく一括返還しなければならない。
- ② 第七条に定められた勤務期間を満たすことなく退職した場合の返還額は次のとおりとする。
2年未満の場合は貸与奨学金全額。
2年以上の場合は第七条に定められた各コースの勤務期間の未経過期間に相当する額。

第十条（その他）

- ① 奨学金を貸与された者は、当会より応分の期待をかけられていることを自覚し、修学中、入職後を通じて、その本分を尽くさなければならない。
- ② 学費等の納付については、奨学生個人の責任で行う。
- ③ 修学の途中にて奨学を希望する場合は、本規定を基本にし、その詳細については別途定める。

医療法人 藤井会 新型コロナウイルス緊急支援奨学金 規約

第一条（目的）

本奨学制度は、看護師養成学校卒業を予定している学生で、新型コロナウイルスの影響等による収入の減少（学生または保護者）により、学費の納入が困難になった者を支援する事を目的とする。

第二条（手続き）

本奨学制度の利用を希望する者は、所定の奨学生誓約書を提出し、医療法人藤井会（以下、当会という）理事長の許可を得なければならない。

第三条（奨学金の種類）

奨学金は1年間の授業料のみ貸与することを原則とし下記の通りとする。

$$\text{貸与額} \quad \text{月額} \quad \underline{\text{¥50,000 円}} \times \underline{\text{12回}} = \text{¥600,000-}$$

第四条（貸与方法）

本人の口座に年2回振込むことを原則とする。

第五条（保証人）

奨学金の貸与を受けようとする者は、2名の連帯保証人を立てなければならない。

第六条（貸与契約の解除）

学生が次の各号に該当するに至った時は、その契約を解除するものとする。

- ① 退学したとき。（死亡も含む）
- ② 心身の故障のために就業の見込みが無くなったと認められたとき。
- ③ 学業成績、または素行が著しく不良となったとき。
- ④ 看護師国家資格を取得できないとき。
- ⑤ その他奨学金の貸与目的を達成する見込みが無いと学校長または当会理事長が認めたとき。

第七条（返還義務の免除の特約）

奨学金の貸与を受けた者は奨学金を返還しなければならない。但し、卒業後看護師国家試験に合格し当該免許を提示のうえ、次の期間を超えて当会に勤務した場合は返還義務が免除される。

1年6ヵ月

第八条（返還義務が免除されるまでの期間の待遇）

返還義務が免除されるまでの期間の給与等の支払いについては、奨学金を貸与していない者と同様に扱う。但し、当該期間は退職金計算上の勤続年数に含まないものとする。

第九条（貸与契約解除の条件）

- ① 第六条の契約解除にあたっては、貸与額を遅滞なく一括返還しなければならない。
- ② 第七条に定められた勤務期間を満たすことなく退職した場合の返還額は次のとおりとする。
 - 1 年未満の場合は貸与奨学金全額。
 - 1 年以上の場合は第七条に定められた各コースの勤務期間の未経過期間に相当する額。

第十条（その他）

- ① 奨学金を貸与された者は、当会より応分の期待をかけられていることを自覚し、修学中、入職後を通じて、その本分を尽くさなければならない。
- ② 学費等の納付については、奨学生個人の責任で行う。